

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第10条第1項の規定により、次の表の左欄に掲げる土地改良区が当該右欄に掲げる土地改良事業を行うことについて平成21年2月27日認可した。

平成21年3月10日

香川県知事 真 鍋 武 紀

土地改良区名	土地改良事業名
五郷土地改良区	単独県費補助土地改良事業（水路改修事業）美田地区
観音寺市大野原町萩原土地改良区	単独県費補助土地改良事業（水路改修事業）高尾地区
観音寺市大野原町花稻土地改良区	単独県費補助土地改良事業（水路改修事業）西新海地区
観音寺市大野原町紀伊土地改良区	単独県費補助土地改良事業（樋門改修事業）青岡地区
〃	単独県費補助土地改良事業（ため池護岸改修事業）谷池地区
〃	単独県費補助土地改良事業（水路改修事業）塩塚地区
〃	単独県費補助土地改良事業（水路改修事業）山下1号地区
〃	単独県費補助土地改良事業（水路改修事業）山下2号地区
〃	単独県費補助土地改良事業（水路改修事業）山下3号地区
三豊郡大谷池土地改良区	単独県費補助土地改良事業（水路改修事業）中姫中央地区
〃	単独県費補助土地改良事業（水路改修事業）大谷導水路地区
〃	単独県費補助土地改良事業（水路改修事業）紺屋又地区
三豊市財田町土地改良区	単独県費補助土地改良事業（ため池改修事業）姫の谷上池地区
〃	単独県費補助土地改良事業（ため池改修事業）姫の谷下池地区
〃	単独県費補助土地改良事業（水路改修事業）戸川上地区
〃	単独県費補助土地改良事業（水路改修事業）戸川中地区
〃	単独県費補助土地改良事業（水路改修事業）戸川下地区
〃	単独県費補助土地改良事業（ため池改修事業）北地上地区
〃	単独県費補助土地改良事業（水路改修事業）雉子尾地区